

Title	H.フーバー（Herbert Hoover）のドイツ報告（1947年3月18日）とその歴史的位罜
Author(s)	河崎, 信樹
Citation	経済論叢 (2001), 167(2): 35-51
Issue Date	2001-02
URL	<a href="https://doi.org/10.14989/45397">https://doi.org/10.14989/45397</a>
Right	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

# 經濟論叢

第167卷 第2号

- 
- 鄧小平と中国マルクス主義……………大 西 広 1
- ごみ処理広域化に関する政策史分析(2)……………八 木 信 一 21
- H. フーバー (Herbert Hoover) の  
ドイツ報告(1947年3月18日)と  
その歴史的位罫……………河 崎 信 樹 35
- 中国の自動車流通システムの変遷過程(2)……………劉 芳 52
- 国民健康保険の医療費地域格差の要因分析……………文 成 炫 66
- 

平成13年2月

京 都 大 学 経 済 学 會

## H. フーバー（Herbert Hoover）の ドイツ報告（1947年3月18日）と その歴史的位罫

河 崎 信 樹

### はじめに

第二次世界大戦中からアメリカでは、ドイツ経済復興政策をめぐる数多くの対立が牛み出されてきた。これは、ドイツ重工業を完全に破壊し、ドイツを農業国化してしまうことを目的とするドイツ弱体化路線（財務省）とドイツ復興をヨーロッパ復興にとって不可欠と考え、それを容認するドイツ復興路線（国務省、陸軍省）の対立であった。財務省によって立案され、第二次世界大戦中に採用されたいわゆるモーゲンソープランは、前者の路線に沿った「ドイツ農業国化」プランであった。しかし、このプランはドイツ経済の復興を指向する国務省・陸軍省の巻き返しによって1945年7～8月にかけて開催されたポツダム会談までに廃棄されることになった<sup>1)</sup>。

しかし、その後もアメリカのドイツ経済復興政策は一本化されなかった。ドイツの優先的復興を訴える陸軍省、在独アメリカ軍政府（Office of Military Government For Germany (U. S.），以下 OMGUS と略す）と、ドイツの経済復興が他のヨーロッパ諸国——特にフランス——の復興に貢献しうるように位置づけることに力点を置く国務省との対立が存在したためである。このドイツ復興の位置づけをめぐる対立は、1946年から47年にかけて解決され、マーシャ

1) ここまでの過程について詳しくは牧野裕『冷戦の起源とアメリカの覇権』御茶ノ水書房、1993年、236-262ページを参照。

ルプランが立案されることになる。

そして、この対立が解決され、マーシャルプランへと至る最終局面において実施されたのが共和党元大統領 H. フーバーによるドイツ訪問とその報告(1947年2月～3月)であった。

このフーバーによるアメリカのドイツ経済復興政策に関する報告に対する評価は二方向に分けることが可能である。一つは、国務省に残存するモーゲンソープランの影響力に対するドイツ復興優先派からの最後通牒として、国務省によるマーシャルプラン立案に間接的に影響を与えたという評価である<sup>2)</sup>。もう一つは、フーバー報告はドイツ以外の西ヨーロッパ諸国との対立を招く構想であったために、国務省に対してインパクトを与えることができなかった、という評価である<sup>3)</sup>。こうした評価の分裂はなぜ生じるのであろうか。

フーバー報告それ自体は、アメリカのドイツへの援助が、アメリカの納税者に過大な負担を与えている状況を批判し、ドイツ重工業を中心にドイツを優先的にかつ急速に復興させることを訴える内容であった。そして、この内容は、当時ドイツの優先的復興を唱えていた陸軍省及び OMGUS の主張に沿ったものであった。ここまでは、すべての研究が一致した結論を出している。問題となるのは、これ以降の評価である。つまり、フーバー報告に対して、国務省がいかなる評価を持ち、いかに対応したのか、という問題の評価である。

では、フーバー報告は、いったいいかなるインパクトをアメリカの対外政策における立案主体であった国務省に対して与えたのか、また与えなかったのか。与えなかったのであれば、フーバー報告の何が批判されたのか。これらの点が明らかにされてこそ、フーバー報告に対する評価を確定することが可能となる。

2) フーバー報告の影響を重視する先行研究としては、以下のものが挙げられる。J. Gimbel, *The Origins of Marshall Plan*, Stanford University Press, 1976. 牧野, 前掲書, 第六章, 真鍋俊二「アメリカのドイツ占領政策」法律文化社, 1989年。

3) この立場に立つ先行研究としては、C. Eisenberg, *Drawing the Line: The American Decision to Divide Germany, 1944-1949*, Cambridge University Press, 1996. S. Jackson, "Prologue to the Marshall Plan: The Origins of the American Commitment to European Recovery," *Journal of American History*, 65, March 1979. 安野正明「アメリカのドイツ占領」(油井大三郎・中村政則・豊下裕彦編「占領政策の国際比較」三省堂, 1994年) 220-243ページなどがある。

本稿では、これまでの研究史においてそれほど詳しく検討されてこなかった以上の点の解明を課題とする。

以下では、まず第Ⅰ節においてフーバー・ミッションの実現過程とその調査結果をまとめた報告書の検討を行う。次に第Ⅱ節において、トルーマン政権内でのフーバー報告の検討過程を分析する。最後に、フーバー報告の歴史的位置を論じたい。

なお、本稿では、アメリカ国立資料館 (National Archives II, College Park, MD) 所蔵の国務省関連文書 (Record Group 59) の中から、Records of the Office of the Assistant Secretary of State for Occupied Areas, 1946-1949, Box4, Folder Correspondence を使用した (この Folder に収録されている資料については、末尾に NARA と表記する)。また、Herbert Hoover Presidential Library によって編集発行された資料集 Edited with commentary by Timothy Walsh and Dwight M. Miller, *Herbert Hoover and Harry S. Truman: A Documentary History*, Wyoming, 1992. (以下 *Hoover* と略す) も使用した。

## Ⅰ フーバーによるドイツ・ミッションの起源とそのドイツ報告

### Ⅰ フーバーによるドイツ・ミッション

フーバーによるドイツ・ミッションが企画されたのは、1946年11月の中間選挙において、共和党が勝利し、これにより1947年から開始される第80議会において、共和党が上下両院で多数派を形成することになったことを契機とする。議会が、上院外交委員会や予算の審議などを通じて、対外政策の実現に対して大きな影響力を持つアメリカでは、政権が対外政策を円滑に実施するためには議会の同意を獲得することが不可欠であった<sup>4)</sup>。

4) 中間選挙の結果は以下のとおり。下院：共和党245、民主党188、その他1、上院：共和党51、民主党45、その他0。アメリカにおいて議会が対外政策において果たす役割に関して詳しくは浅川公紀『アメリカ大統領と外交システム』勁草書房、2001年、189-263ページを参照。

この状況に対して反応したのが、陸軍長官 R. パターソン (Robert P. Patterson) であった。パターソンは、翌1947年1月7日、フーバーに対してドイツの食糧問題の調査を依頼した。共和党の重鎮であったフーバーの協力を獲得することによって、陸軍省が遂行しようとしているドイツ政策に対する議会の同意を獲得しようとしたのであった。この依頼に対して、フーバーは以下の受諾条件を提示した。それは、(1) ドイツの食糧問題の調査に対象が限定されるべきではない、四占領地区全てを含めた経済状況の調査を実行しなければ有効な政策提言を行うことはできない、(2) 大統領からの直接のリクエストがあり、全ての政府機関の協力が得られるのでなければ受諾できない、というものであった<sup>5)</sup>。

この条件提示を受けたパターソンは、1月16日にトルーマンに対してフーバーの意向を伝え、協力を要請した。それに応じたトルーマンは1月18日にフーバーへ書簡を送った。その中で、トルーマンはフーバーにドイツ訪問を要請し、その調査範囲に関しては、「食料とそれに付随する問題」であると述べた。これは、フーバーが求めていた調査対象の拡大と完全に対応したものではなかった<sup>6)</sup>。

フーバーは、1月19日、トルーマンに対して書簡を送付し、ドイツ人への食糧援助が、アメリカの納税者に負担を与え続けている状況を指摘し、この状態に対して有効な政策提言をなすためには、ドイツが経済的に自立するための能力の調査も行わなければならない、と述べ自己のミッションの調査対象の拡大を要請すると同時にトルーマンとの面会を求めた<sup>7)</sup>。

このフーバーの要請に基づき、1月22日、トルーマンとフーバーの会談が行われた。しかし、結局ミッションの対象に関しては、「食料とそれに付随する問題」とされた。しかし、長期的な観点も含めて検討する、という留保が付け

5) J. Gimbel, *op. cit.*, pp. 180-182.

6) 「トルーマンからフーバーへ」(1947.1.18, *Hoover*, pp. 98-99)。

7) 「フーバーからトルーマンへ」(1947.1.19, *Hoover*, p. 99)。

加えられることになり、フーバーの要求も一定認められる形になった<sup>8)</sup>。

そして、フーバーは1月30日に国務省の官僚らと会談を行い、ドイツの情勢についての情報を収集し、2月2日ドイツへと旅立った<sup>9)</sup>。

## 2 フーバー・ドイツ報告の内容

フーバーは、1947年2月23日にニューヨークへと帰国した。そして、帰国後トルーマンに対して、調査の結果をまとめた報告書を3種類提出する。第1報告「ドイツ農業と食料の必要性」(1947年2月26日提出)、第2報告「オーストリアの農業と食料の必要性」(1947年3月8日提出)、第3報告「アメリカの納税者を援助の重荷から解放するために、ドイツの輸出を促進し、ヨーロッパ経済復興を成し遂げるに必要な諸措置」(1947年3月18日提出)である<sup>10)</sup>。

これらの3つの報告のうち、トルーマン政権のドイツ政策全体を再検討し、新しいドイツ政策の提言を行っているのが第3報告である。そのため、後のトルーマン政権内での検討もこの第3報告を中心に行われた。以上のことを踏まえて、ここでは、この第3報告の内容を中心に考察していく(以下、「フーバー報告」とは全て、第3報告を指す)。

### ① イントロダクション

フーバーはここで、この報告の課題を述べる。それは、(1) ドイツへの食料

8) 「トルーマンとの会議に関するフーバーのメモ」(1947.1.22, Hoover, p. 100)。フーバーはそのステートメントで「私のミッションは次の2、3ヶ月という短期的なドイツ人達の食料の必要性を決定するということよりも、むしろ長期的な範囲の研究を行うものである」と述べている。「フーバーによるステートメント」(1947.1.22, Hoover, p. 100)。

9) 「フーバーのドイツ・ミッション」(1947.1.30, NARA)。ここでは、フーバーのドイツでの行動については詳述しない。ただし、フーバーがドイツ現地において、OMGUS 長官 L. クレイ (Lucius Clay) と接触し、後の報告においてその見解を多く採用したことは記憶しておくべきことである。この点を想起すれば、陸軍省—OMGUS というアメリカ政府内での「ドイツ優先復興論」の環の中にフーバーが存在しており、その強力な援軍としての役割を期待されていたことが明瞭となろう。詳しくは、真鍋、前掲書、132-137ページを参照。

10) 本稿では、これら三報告のテキストとして D. Merrill ed., *Documentary History of the Truman Presidency Volume 13. Establishing the Marshall Plan 1947-1948*, University Publications of America, 1996. (以下 DHTP と略す) 所収のものを使用した。第一報告 pp. 27-48, 第二報告 pp. 58-70, 第三報告 pp. 76-94 に収録されている。

援助にともなうアメリカの納税者の負担の軽減、(2) ヨーロッパ復興の実現、という二つの課題を達成する政策を提案することである。前者は、ドイツ復興にともなう輸出の増加による外貨獲得によって解決され、後者も、ヨーロッパの復興がドイツ経済の再建とリンクしていることから、ドイツ復興によって解決する。つまり、ドイツ復興の必要性が、アメリカ納税者の負担の軽減とヨーロッパ経済の再建の二点から指摘されている。

### ② フーバー報告の前提

フーバーは、自己の報告が前提としているアメリカのドイツ政策の目的について論じた。それは以下の6点である。(1) 統一され、連邦制に基づいたドイツが建国されることを望む、(2) 非ナチ化、(3) ドイツの非武装化の徹底、侵略戦争の防止、(4) ドイツの非武装化を徹底するための国際的保証、(5) ヨーロッパ経済の再建とドイツにおける民主主義の定着、(6) アメリカは納税者の負担の軽減とヨーロッパ復興をもたらすようなドイツに関する条約以外には調印しない。以上の前提の下で、フーバーは、ドイツの経済問題を、長期的かつ、より広い経済政策と、米英占領地区での当面の問題への対処に分割し、それぞれについて自己の分析を披露した。

### ③ 経済問題への長期的観点

ここでは、戦争被害、国境の変更、プラントの除去、戦争潜在力を形成する産業に対する連合国の政策の影響が論じられる。その中で、特にドイツ復興に対する制限とされているのが、連合国のドイツに対する経済政策である。つまり、「賠償」やドイツの「戦争潜在力」の破壊という名目で、平和産業のプラントが破壊され、大規模な撤去が、「軽工業」(消費財を生産している)、「重工業」(資本財を生産している)の両方で行われていると、フーバーは分析した。

そうした政策の中で、特にフーバーが問題視したのが「工業水準」という概念である。フーバーによると、この概念は、ケベック会談(1944年9月)、や占領政策の指針であるJCS 1067などで使用されている「田園国家」という概念がポツダム会談を経て衣更えし、1946年3月26日に合意された工業水準協定



の中で成立したものであった。そして、この概念の下で、多くの生産が、特に重工業を中心に制限されている。それは、ドイツが軽工業中心に輸出を行うことで必要な食料や一次産品を十分に輸入することができると想定されているためである。

では、この工業水準概念はなぜ、誤っているのであろうか。フーバーによると、その理由を3点挙げる事が可能である。

- (1) 重工業は戦前、ドイツの輸出の60~70%を占めていた。しかし、現在の工業水準のもとで、この大部分は消え去ってしまった。そのため、原綿や鉄屑といった原材料の一次産品を輸入しなければならないドイツは、軽工業の輸出によって、輸入の大部分を補わなければならないようになった。つまり、想定されていることは、ドイツは軽工業と、石炭やカリ等の一次産品の輸出で食料やその他の必需品の輸入を補える、ということである。しかし、これは2つの理由から完全に無効である。まず、たとえ、軽工業に全く被害がなかったとしても、それは不可能である。軽工業で全ての輸入を補おうとした場合、戦前のレベルへの復活だけではなく、戦前よりもより大きな装備が必要とされる。加えて、これらの産業の拡大は、戦争によってそれほど被害を被っていない残りの世界との消費財分野での競争に巻き込まれる。
- (2) 工業水準概念は、残りのヨーロッパの必要性との関わりでも検討されなければならない。ドイツは1世紀の間、ヨーロッパの資本財生産=重工業（工作機械、鉄道、電機など）の中心であった。他のヨーロッパ諸国は、そうした製品が戦争の被害からの復興のためには絶対的に必要であった。つまり、ヨーロッパ諸国の重工業設備は戦前からのドイツ製であり、これらを修理するための部品を調達することができない。また、他の諸国の立場からいえば、ドイツ軽工業の拡大はヨーロッパの残りの国の軽工業との競争になり、それらを傷つける恐れがある。一方、重工業の生産物はヨーロッパ復興のために不可欠である。
- (3) ドイツが他のヨーロッパ諸国にとっての市場であることも忘れてはならな

い。トルコは輸出の半分、ギリシャは3分の1の輸出をドイツに依存していた。ドイツ重工業が制限され、復興が達成されない状況下での市場の損失は、我々に援助負担——ギリシャ・トルコ援助法——となつてはねかえってきている。

以上3点の理由からフーバーはドイツ重工業の再建の必要性を力説する。しかし、この政策に対しては、ドイツ重工業の復活＝ドイツ軍国主義の復活とみなす立場からの批判がありえよう。これに対して、フーバーは近代戦においては、地球上の全ての産業が「戦争潜在力」を持つ、そのため、問題は工業水準ではなく、ドイツにおけるミリタリズムそれ自体を一掃できるかどうかであると論じた。フーバーによれば、ミリタリズムが除去されるならば、何の危険もないのである。

#### ④ 占領地区における問題

ここでは、これまでの分析を受けて、米英地区において、現物賠償によるプラントの撤去、工業水準概念を取りやめることが主張される。そして、重工業、軽工業をとわず、武器ではない商品を生産することによって、ドイツ復興が成し遂げられ、アメリカの納税者の負担が軽減されることになる。フーバーによれば、仏ソが、ポツダム協定を遵守していない状況下で、我々も工業水準の協定を遵守する必要などないのである。

要するに、フーバー報告の内容を要約すると、「工業水準概念の下にあるドイツは、もしも飢えることが許されないなら、他の諸国の納税者の多年にわたる支出に帰結する。一方、もし、ドイツ軽工業が、自立するように打ち立てられるなら、ドイツはヨーロッパへの脅威となるであろう。もし、重工業が機能することが許されるなら、ドイツは輸出能力を獲得し、ヨーロッパ復興への資産となるであろう」<sup>11)</sup>ということになる。

以上見てきたように、このフーバー報告は全体として、モーゲンソープランの残滓である賠償による工場の撤去や工業水準といった概念で、ドイツ重工業

11) DHIP, p. 91.

の復活を制限しているアメリカのドイツ政策が、ドイツ復興を遅らせており、それによって、アメリカの納税者の負担が不当に増大させられ、ヨーロッパ復興も実現されていないと主張するものであった。これは、陸軍省、OMGUS が主張するドイツ優先復興論を「納税者の論理」<sup>12)</sup> によって強化する内容であった。この点にフーバー報告の特徴があった。これに対して、トルーマンの側近や国務省はどのように応じたのか<sup>13)</sup>。

## II 政府内でのフーバー・ドイツ報告の検討

### 1 ポーレーによるフーバー報告の検討

1947年3月18日に提出されたフーバー報告を一読し、トルーマンはその内容の検討を前連合国賠償委員会アメリカ代表 E. ポーレー (Edwin W. Pauley) に命じた<sup>14)</sup>。ポーレーは、フーバー報告に関するメモランダムを作成し、4月15日にトルーマンに提出した<sup>15)</sup>。このポーレーのメモランダムは、フーバー報告の中心的論点——ドイツ重工業の全面的な復活——を全面的に批判するものであった。

ポーレーは、フーバーが報告を作成するに当たって前提としていたアメリカのドイツ政策の目的<sup>16)</sup> について同意を示した。そして、フーバーの提案について、彼の「エンジニア」<sup>17)</sup> として経歴を反映して、ヨーロッパ復興問題への最

12) 「納税者の論理」について詳しくは安野、前掲論文、225-230ページを参照。

13) トルーマンはさしあたり、フーバーに対して、その貢献を感謝する手紙を送付している。しかし、報告の中で触れられている問題に対しては何の言及もしていない。「トルーマンからフーバーへ」(1947.3.24, Hoover, p. 109)。

14) トルーマン政権によるフーバー報告の検討はこれのみではない。3月13日にフーバーを招いてその意見を聴取する会談が行われている。出席者は、商務長官 A. ハリマン (Averell W. Harriman)、陸軍長官バターンソン、海軍長官 J. フォレストル (James V. Forrestal)、国務長官代理 D. アチソン (Dean Acheson) などである。この会談の内容に関してアチソンはモスクワ外相会談出席中の国務長官 G. マーシャル (George Marshall) に対してメモランダムを送付している。この中でアチソンは、フーバー報告を「何ら新しい知見を与えるものではない」としている。「アチソンからマーシャルへ」(1947.3.20) United States, Department of State, *Foreign Relations of the United States 1947*, Vol. II, pp. 394-395.

15) 「ポーレーからトルーマンへ」(1947.4.15, NARA)。

16) 前述第 I 節第 2 項の「②フーバー報告の前提」を参照。

17) これは、フーバーが第一次世界大戦後、商務長官として政界入りする以前に、鉱山技師として働いていたという事実を指摘している。

短のアプローチを提起したものである、と評価した。しかし、その提案された計画が、将来の安全を保証すると考えることができないと述べ、その理由を以下の5点にわたって論じた。

- ① フーバー氏の重工業復活の提案の受け入れは、ドイツが戦争以前に掌握していた産業界での支配的地位を復活させてしまう。競争相手の隣国が戦争によって弱体化しているだけになおさらである。これは、直接的な結果として、長期的にドイツの軍事的復活を確実にする。
  - ② ドイツ重工業の強力が他国経済を支配する能力の基礎となっている。重工業製品は現金ではなく、信用を通じて売買される。そのためドイツ重工業の復活は、周辺国がドイツに対する債務国となることを必然化させる。
  - ③ ドイツの余剰プラントを侵略を受けた諸国へと移動することは、ポツダム協定の基礎的な目標である。これによって、ヨーロッパをドイツ産業による支配から解放することができる。それに、米英占領地区からのプラントの撤去はドイツの復興を遅らせるほど巨大なものではない。
  - ④ フーバー氏は、アメリカの納税者の負担を強調している。これは早期に解決しなければならない問題である。しかし、我々は、ヒトラーに率いられたドイツの台頭に対して何ら税金を支出していない。さらに、より重要なのは、今、永続的な平和を構築するために支払っているコストは、次の戦争によって必要とされるコストよりも少ない、ということである。
  - ⑤ フーバー氏は、「工業水準」の概念にドイツ復興が遅れている理由を押し付けている。しかし、現在のドイツの工業水準は、この制限されたレベルにさえ達していない。これは、工業水準によってドイツ復興が遅れているのではないことを示している。復興が遅延している真の理由は、一次産品の不足、人材不足などである。また、工業水準が将来のドイツ経済にとって十分かどうかは議論があるが、だからといって工業水準の改訂とそれの撤廃との間には大きな違いが存在する。
- 以上がポーレーによるフーバー報告の検討である。ポーレーは、工業水準や

賠償撤去といった現在のドイツ政策を、ドイツによるヨーロッパ支配復活の防止という観点から完全に擁護した。加えて、納税者の負担については戦争防止のコストであるとして、それを正当化した。

ただし、ポーレーの検討では、現在のドイツ政策を遂行した上で、ヨーロッパ復興をいかに成し遂げていくのか、という点が示されていない。つまり、フーバーが「ドイツの優先的復興→ヨーロッパ復興」という図式を示していることに対して、対案を対置することはできていない。この点を補ったのが、トルーマンの側近であったJ. スティールマン(John R. Steelman)であった

スティールマンは、このトルーマンに提出されたポーレーのメモランダムを、フーバー報告と比較検討し、その結論をトルーマンに対して、4月18日に提出した<sup>18)</sup>。

スティールマンは、フーバー報告とポーレー・メモランダムをそれぞれ要約した後、自己の評価を披瀝した。その中で、スティールマンは、フーバー報告を明確に拒絶し、自分はポーレーの見解に完全に同意していることを表明する。そして、特に、今後とられるべきアメリカのドイツ政策への提起として賠償政策についてコメントを加えた。

スティールマンによると、ヨーロッパ復興の最大の困難は、政治・経済的不安定さであり、それは賠償問題が最終的に解決されることで解消される。そして、この問題の解決は、モスクワ外相会談(1947年3月12日～4月24日)では不成功に終わりつつあるが、アメリカが単独で、もしくはイギリスと共にその解決に取り組むことが可能である、と主張した。なぜなら、ポツダム協定で規定されているドイツの経済的統一の原則が、ソ連によって遵守されていない状況で、アメリカがポツダムの賠償協定を遵守する必要もないからである。

スティールマンは賠償問題の処理として、現在西側地区にある700～800のプラントを、連合国間賠償機関(Inter-Allied Reparations Agency)に代表を送っている18の諸国(ソ連は含まれない)に対して与えることを提案した。そ

18) 「スティールマンからトルーマンへ」(1947.4.18, NARA)。

して、これが決定されれば、大統領がヨーロッパ復興のための生産計画や復興の手段を話し合うために、個人的な代表を送ることが可能になると主張した。そして、「フーバー氏の提案に沿ったドイツ復興へのアプローチ以外の方法を行わなければならない」とフーバー報告の内容を否定した。

このスティールマンのメモランダムはポーレーのメモランダムを踏まえた上で、今後のアメリカの対ドイツ政策として賠償問題を早急に解決し、その上でアメリカが、ヨーロッパ全体の復興に対してイニシアティブをとることを主張していた。

このメモランダムはポーレーのメモランダムとともに国務省へと送られ、そこで再び検討に付され、トルーマンに対する最終的なメモランダムが作成されることになる。

## 2 国務省による検討

スティールマンとポーレーのメモランダムは国務省へと送付された。このメモランダムを、マーシャルは、1947年5月9日に国務省顧問 B. コーエン (Benjamin Cohen) に渡し、その再検討と大統領へのメモランダムの作成を命じた。そして、コーエンはスティールマンとポーレーのメモランダム、及び自己の見解を披瀝したメモランダムを作成し、アチソンら国務省首脳に議論のために配布した<sup>19)</sup>。

ここで、若干コーエンのメモランダムの内容について見ておくと、その主張は以下の4点にまとめられる。

- ① フーバーの賠償停止の提案は、ポツダム協定に違反している、というポーレーとスティールマンの見解に同意する。フランスや他のヨーロッパ諸国の復興をドイツ復興よりも重視するのであれば、ドイツには過剰な設備が存在する。

19) 「コーエンからアチソンへ」(1947.5.9, NARA), 「コーエンによるメモランダム」(1947.5.9, NARA)。

- ② アメリカはすでにモスクワ外相会談において、工業水準の上昇に同意している。この上昇は、ドイツの必要性という観点からだけでなく、他のヨーロッパ諸国の必要性という観点からも考慮して決定された。
- ③ フーバー報告には同意しない。しかし、我々がドイツの平和工業を不当に制限し、復興を遅らせているという印象を与えないようにしなければならない。しかし、この問題も、工業水準の上昇によって解決されている。
- ④ 賠償問題から離れて、ヨーロッパ全体の復興について考えなければならない。今や「より大規模かつ創造的な計画」が必要とされている。

以上がコーエンのメモランダムの内容である。ここではフーバー報告は、ヨーロッパ復興よりもドイツ復興を重視する性格を持つという観点から否定されている。そして、フーバーが提起した、納税者の負担問題に対しては、工業水準の上昇によって対応していると主張されている。そして、後に「マーシャルプラン」と呼ばれることになる計画を立案し、アメリカがヨーロッパ復興に対してイニシアティブをとっていくことが不可欠である、ということが提起されている。

このコーエンのメモランダムを含むフーバー報告に関連する文書は長い間日の目を見ることはなかった。コーエンが配布した資料は、数週の間、アチソンのファイルの中に置き忘れられていた<sup>20)</sup>。8月1日によく、それが発見され、占領地域担当国務次官 J. ヒルドリング (John H. Hilldring) のオフィスに送られた。そして、メモランダムの作成作業が開始され、8月6日にマーシャルに対してメモランダムが提出されることになる<sup>21)</sup>。

### 3 国務省から大統領へのメモランダム

では、国務省から大統領へと送られたメモランダムの内容はいかなるもので

20) このこと自体、フーバー報告が検討すべき見解を含んだ意味のあるものと捉えられていなかったことを示しているといえよう。

21) 「C. ザルツマン (Charles E. Saltzman) からマーシャルへ」 (1947.8.6, NARA)。

あったのか。このメモランダムの中で、国務省は検討を依頼された文書に対して自己の政策を主張した<sup>22)</sup>。その内容は、以下の6点にまとめることができる。

- ① 資本設備の除去を停止するという事は、ポツダム協定に違反するというポーレーとスティールマンの見解に同意する。
- ② 1946年3月に合意された工業水準は、国境線の変更や、経済的統一の失敗などの現在の状況に応じて改訂されなければならない。この改訂は、モスクワにおいて米英において合意され、米英統合地区において最近その具体的な実施計画が両国軍政府の間で合意された。
- ③ しかし、これまでの工業水準がドイツの生産を制限していたわけではない。ドイツの生産はこの工業水準まで全てのカテゴリーで達していない。実際のドイツの生産のボトルネックは石炭や食料の不足、輸送設備の崩壊である。
- ④ ポーレーやスティールマンは以下のように主張している。つまり、ドイツの設備は、国民経済の平時の状態においては**過剰**である。この過剰部分は戦争目的の商品を生産していた部分である。この部分を、他のヨーロッパ諸国に配分することによってその復興に貢献させることができる。加えて、賠償問題がこれによって解決することでドイツの**不安定さ**が除去される。以上の点に我々は同意しており、現在陸軍省やOMGUSと議論している。
- ⑤ 国務省は、ドイツ経済へのアメリカの負担を**緊急に削減**することに、注意を払っている。しかし、賠償を停止することで、**わずかにドルが節約**されるが、これによってアメリカの戦争目的は**否定**されてしまうことになる。
- ⑥ ヨーロッパ復興がドイツ復興と共にあるということは明らかなことである。しかし、ヨーロッパ復興のボトルネックとして、**石炭**が不足している状況で、それをドイツが優先的に使用すべきである、というフーパー氏の提案には同意できない。これは、復興に向かい努力している**他の**ヨーロッパ諸国の努力に対する障害となる。

以上が国務省のメモランダムの内容である。国務省は、アメリカのドイツ政

22) 「国務省から大統領へ」(H付不明, NARA)。



策がドイツ復興及びそれを通じたヨーロッパ復興を阻害している、というフーバーの批判に対して、自己の政策を擁護した。そして同時に周辺ヨーロッパ諸国の復興に対して、ドイツ経済が貢献することを重視する観点からフーバー報告を拒絶した。つまり、スティールマン、コーエンらが提起したように、アメリカがイニシアティブをとり、ドイツの経済力をヨーロッパ復興へと役立てる政策——すなわちマーシャルプラン——を採用することの重要性が主張されている<sup>23)</sup>。

#### おわりに——フーバー・ドイツ報告の位置——

1947年 6月 5日にマーシャルプランが発表された。しかし、フーバーはその計画の実現過程に対して、参加を求められることはなかった。トルーマン政権はフーバーに対して、対外政策の分野で役割を果たすことを求めてはいなかった<sup>24)</sup>。

フーバー報告の内容は、OMGUS や陸軍省が主導していた「ドイツ優先復興論」の系譜に位置づくものであった。フーバーは、陸軍省=OMGUS という「ドイツ優先復興論」の立場から、共和党議会を背景として持つ強力な援軍として期待されていた。

こうした背景を持ち登場した、フーバー報告は当然のことながら、国務省内において多くの反感を浴びた。ドイツ復興を認めていなかった訳ではなく、ヨーロッパ復興との関連で、ドイツ復興をいかに位置づけるかという点に関し

23) またここで重要な点は、国務省がドイツ復興を認めていなかった訳ではないということである。ポーラーのメモランダムには、フーバーの批判するモーゲンソー的な考えが残存しているが、国務省の場合は異なる。フーバーは、ドイツ復興をヨーロッパ復興より優先することで、ヨーロッパ全体の復興を行うことを目標としていた。これに対して、国務省はドイツ復興を容認しつつも、それをヨーロッパ復興——特にフランスの復興——と調和させることを重視していた。そうしなければアメリカを中心としたいわゆる「西側同盟」の建設は不可能であると考えていたためである。

24) ただし、内政ではフーバーが果たす役割が期待されていた。1949年に行われた行財政改革のためのフーバー委員会などが良い例であろう。マーシャルプランに対するフーバーの批判的論点については真鍋俊二「戦後経済復興政策論の一局面——マーシャルプランに対する H. C. フーバーの批判的論点——」『法学論集』関西大学、第37巻 5・6 合併号、1988年を参照。

て腐心してきた国務省にとって、その政策は受人不可能なものであった。そして、マーシャルプランこそが、そうした国務省の構想の実現であった。

しかし、国務省にとっても自己の路線を貫徹させるためには、共和党議会から同意を得る必要があった。その際の協力者であったのが、当時共和党の外交政策を主導していた A. ヴァンデンバーグ (Arther Vandenberg, 上院外交委員会委員長) や J. F. ダレス (John Foster Dulles, 共和党外交顧問) といった共和党の国際主義者グループの中心人物たちであった。これらの人物は、終戦直後からトルーマン政権の対外政策に影響を与えつつ、それを支え続けた。モーゲンソープランからマーシャルプランへの移行、そしてマーシャルプランの議会での審議に際して、国務省を支え続けた共和党の勢力とは、フーバーではなく、これらの人物であった<sup>25)</sup>。

本稿で明らかにしたように、フーバー報告は、国務省に対して決定的な影響を与えることはできなかった。それは、ヨーロッパ諸国とドイツ経済の復興との関連に留意した政策構想でなかったためである。フーバーは「ドイツの優先的復興→ヨーロッパ復興」という図式を主張した。しかし、ヨーロッパ諸国がそうした図式を受け入れる可能性は皆無であった。国務省はヨーロッパ諸国——特にフランス——との関係を調整しながらドイツ復興をヨーロッパ内に位置づけていく政策を採用した。それがマーシャルプランであった。

では、フーバー報告は歴史的に見ていかなる意味を有していたのであろうか。それは、フーバー報告が政策過程や世論に残存しているドイツ懲罰的なモーゲンソープランの残滓を一掃する役割を担った点に見出されるべきであろう。

また、フーバー報告の影響はそれだけに留まらない。逆にフーバー報告の残滓がアメリカのドイツ政策を混乱させることになる。つまり、OMGUS 長官

25) フーバー報告が陸軍省・OMGUS と共和党との超党派外交の試みであったすれば、ダレス、ヴァンデンバーグと国務省との関係は、国務省による共和党との超党派外交の試みであったといえよう。この後者の試みに関しては拙稿「J・F・ダレス (John Foster Dulles) とアメリカのドイツ経済復興政策——超党派外交とマーシャルプランの起源に関する考察——」『史林』第83巻4号、2000年7月、104-133ページを参照。

クレイのドイツ優先復興政策が、アメリカ国務省及び、マーシャルプランの実施機関である経済協力局 (ECA) の批判の中、その後1949年初頭まで残存したその根拠をフーバー報告は与えたのである。マーシャルプラン下でのアメリカのドイツ経済復興政策はその初期において、このフーバー報告に支えられたクレイと ECA との対立の中で再び混乱の時を迎えることになる<sup>26)</sup>。

26) 例えは、クレイはドイツのドル獲得という視点から貿易においてドル決済を義務づけた (ドル条項問題)。しかし国務省・ECA はそれをヨーロッパ全体の貿易秩序の再建という観点から、ドイツとヨーロッパ諸国との貿易関係を阻害するとして、激しく非難した。詳しくは古内博行「ドル条項問題と西ドイツ経済の復興」(廣田功・森建資編『戦後再建期のヨーロッパ経済』日本経済評論社、1998年)、特に119-123ページを参照。また OMCUS と ECA の対立に関しては、T. Schwartz, "European Integration and the 'Special Relationship': Implementing the Marshall Plan in the Federal Republic" in *The Marshall Plan and Germany*, eds. by C. Maier and G. Bischof, Providence, Berg, 1991 を参照。